

霊園業者 処理に進出

実験動物はペット……。愛

実験動物の死体

がん動物の死体処理には市町村などの許可が不要なことに着目した動物霊園業者が、実験動物の処理を請け負っていることが四日までの毎日新聞社の調べでわかった。愛がん動物の死体が廃棄物処理法上の「廃棄物」にあたらないという法律の盲点を突いた格好だ。実験動物死体処理業者「美濃ラボ」(岐阜県)が無許可で国立の研究機関から出た動物死体を収集、運搬していたとして、大阪府警に摘発されて以降、水面下で研究機関から霊園業者への問い合わせが相次いでいるという。

「市町村の許可不要」に着目

動物死体処理の無許可営業で摘発された
美濃ラボにも、動物供養塔はあつたが……
—岐阜県平田町で

廃棄物でなくペットとして



岐阜県平田町にある美濃ラボ

個別判断するしかない
厚生省環境整備課の話

動物死体でも埋葬、供養することになると、宗教上の慣習で行われるので、社会通念上、廃棄物として扱うわけにはいかない。処理業とし

て動物死体の焼却をするなら廃棄物になるが、動物を「ゴミ」として扱ってよいのかという心理的な抵抗もある。合、違法の線引きは、料金や取引形態などで個別に判断するしかない。

濃ラボ同様に許可を受けていない。

業者は、研究機関との間で「廃棄物でなく遺体として処理する」との契約を結び、廃棄物処理法上の無許可収集、運搬には当たらないと主張している。また、冷凍保存した動物死体を保冷車でなくライトバンで集めているが、輸送途中に解凍するなどのトラブルは少ないという。

先月二十八日の美濃ラボの摘発後、大阪市内の研究機関などからこの霊園業者に、動物死体処理についての問い合わせが既に十件以上、寄せられているという。